

8.3 騒音・振動

8.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

騒音・振動の現況調査の調査事項及びその選択理由は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動、並びに、工事の完了後における施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動・低周波音の影響が計画地周辺に影響を及ぼすことが考えられるため、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

ア 騒音・振動の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料の整理・解析を行った。

(イ) 現地調査

a 調査期間

調査期間は、表 8.3-2 に示すとおりである。

環境騒音・振動・低周波音調査は既存焼却施設が停止時及び稼働時それぞれ行った。
なお、粗大ごみ処理施設は、それぞれの調査期間中について停止している。

表 8.3-2 騒音・振動・低周波音の現地調査期間

調査事項	調査期間	備考
環境騒音・振動 ・低周波音	平成 30 年 3 月 17 日 (土) 9 時～18 日 (日) 9 時	既存焼却施設 停止時
	平成 30 年 10 月 30 日 (火) 7 時～19 時	既存焼却施設 稼働時
道路交通騒音・振動	平成 30 年 10 月 30 日 (火) 7 時～31 日 (水) 7 時	既存焼却施設 稼働時

b 調査範囲・地点

調査地点は、表 8.3-3 及び図 8.3-1 に示すとおりである。

環境騒音・振動は計画地敷地境界の 4 地点とし、低周波音は計画地敷地境界の 4 地点及び住居近傍付近の 2 地点とした。

また、道路交通騒音・振動の調査地点は、計画地周辺の工事用車両及び廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道の 5 地点とした。

表 8.3-3 騒音・振動・低周波音の現地調査地点一覧

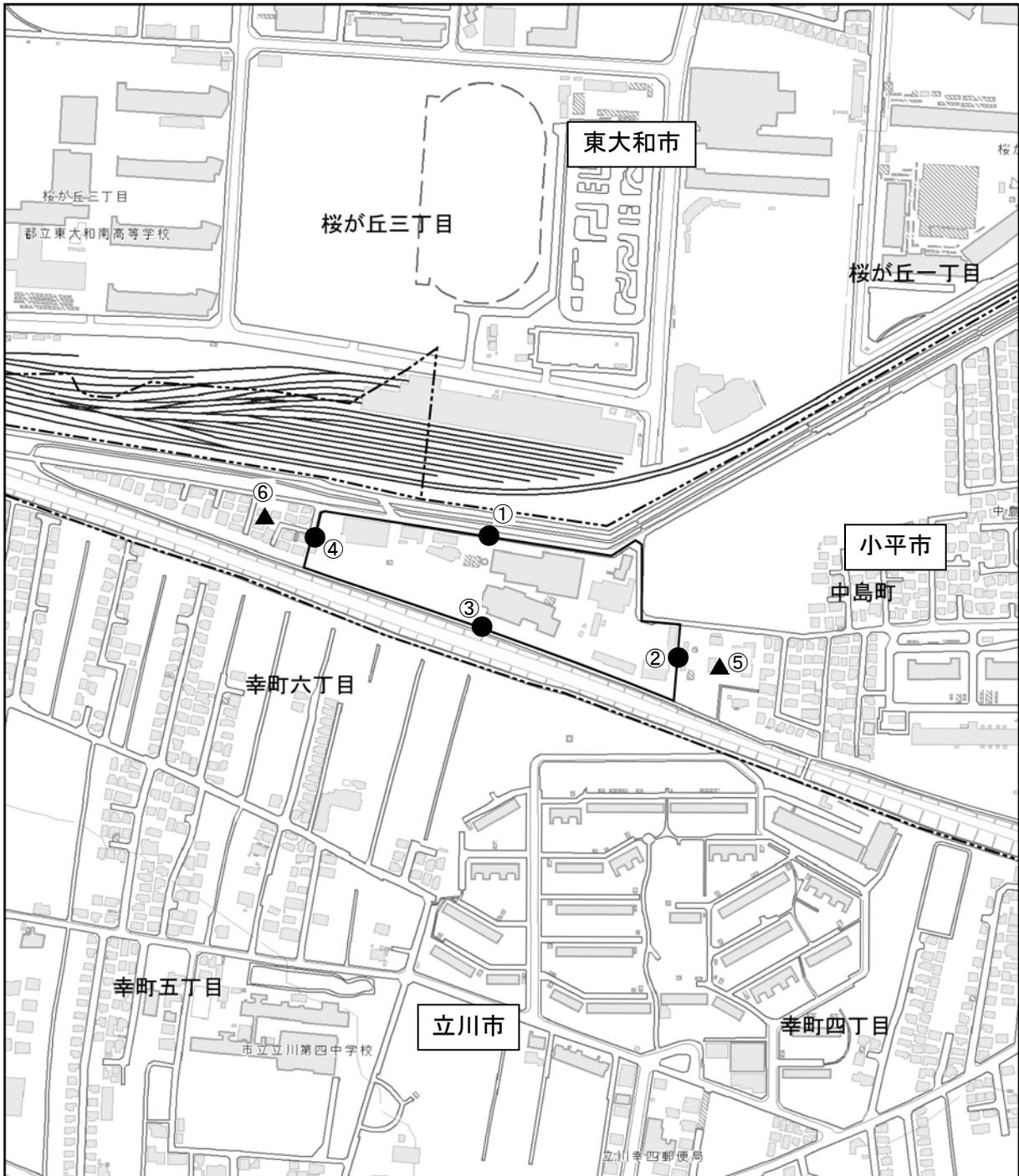
対象種別	調査地点		住所	備考
環境 騒音・振動・ 低周波音	①	北側敷地境界	計画地内（小平市中島町 2-1）	—
	②	東側敷地境界		—
	③	南側敷地境界		—
	④	西側敷地境界		—
	⑤	東側住居近傍	小平市中島町 3-5 付近	低周波音のみ
	⑥	西側住居近傍	小平市中島町 1-34 付近	低周波音のみ
道路交通 騒音・振動	①	松の木通り	小平市中島町 2020-20 付近	—
	②	東大和市道第 826 号線	東大和市桜が丘 1-1330-26 付近	—
	③	青梅街道（小平市ルート）	小平市小川町 1-80-7 付近	—
	④	青梅街道（東大和市ルート）	東大和市南街 5-42-3 付近	—
	⑤	桜街道（武蔵村山市ルート）	東大和市桜が丘 1-1429-3 付近	—

c 調査方法

調査方法は、表 8.3-4 に示すとおりである。

表 8.3-4 騒音・振動・低周波音の調査方法

調査事項	調査方法
騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法により行った。
振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法により行った。
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁）に定める方法により行った。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 環境騒音・振動・低周波音調査地点
 - ①北側敷地境界
 - ②東側敷地境界
 - ③南側敷地境界
 - ④西側敷地境界
- ▲ : 低周波音調査地点
 - ⑤東側住居近傍
 - ⑥西側住居近傍



1:5,000

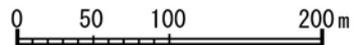
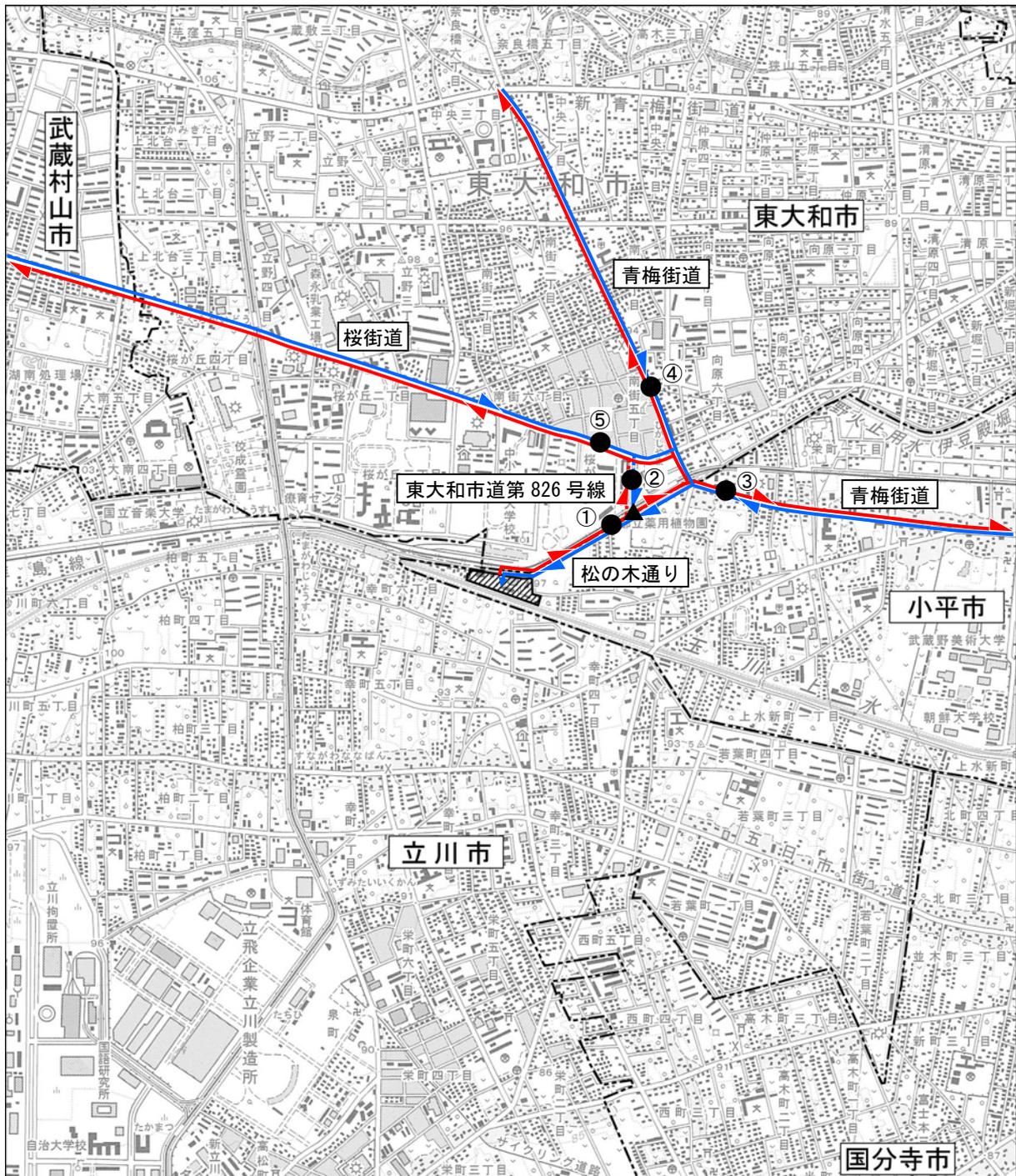


図 8.3-1(1)
環境騒音・振動・
低周波音調査地点位置図



凡例

-  : 計画地
-  : 工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）
-  : 市界
-  : 工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）
-  : 道路交通騒音・振動・交通量調査地点
 - ①松の木通り
 - ②東大和市道第 826 号線
 - ③青梅街道（小平市ルート）
 - ④青梅街道（東大和市ルート）
 - ⑤桜街道（武蔵村山市ルート）
-  : 横断歩行者及び自転車交通量・渋滞調査・信号現示調査地点

注 1) 「東大和市道第 826 号線」は、工事用車両の大型車は通行しないものとする。（破線で示したルート）



1:25,000

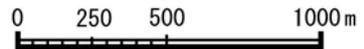


図 8.3-1(2)
道路交通騒音・振動調査
地点位置図

イ 土地利用の状況

既存資料の整理・解析を行った。

ウ 発生源の状況

既存資料の整理・解析を行った。

エ 自動車交通量等の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料の整理・解析を行った。

(イ) 現地調査

現地調査の方法は、「8.1 大気汚染 8.1.1 現況調査 (3) 調査方法 カ 自動車交通量等の状況 (イ) 現地調査」(p. 112~113 参照) に示したとおりである。

オ 地盤及び地形の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料の整理・解析を行った。

(イ) 現地調査

a 調査期間

調査期間は、表 8.3-5 に示すとおりである。

表 8.3-5 地盤卓越振動数の現地調査期間

調査事項	調査期間
地盤卓越振動数	平成 30 年 10 月 30 日 (火)

b 調査範囲・地点

調査地点は、道路交通騒音・振動の調査地点と同様の地点とした。(表 8.3-3 (p. 224)、図 8.3-1 (p. 226) 参照)

c 調査方法

調査方法は、表 8.3-6 に示すとおりである。

表 8.3-6 地盤卓越振動数の調査方法

調査事項	調査方法
地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版) に定める方法とした。

カ 法令による基準等

関係法令の基準等を調査した。

(4) 調査結果

ア 騒音・振動の状況

(ア) 既存資料調査

a 騒音

計画地周辺における道路交通騒音の調査結果の概要は表 8.3-7 に、調査地点は図 8.3-2 に示すとおりである。

計画地周辺の道路交通騒音の調査地点は、8 地点である。

調査結果は、昼間、夜間ともに環境基準を上回っている地点は1地点、夜間のみ環境基準を上回っている地点は2地点、その他の地点は昼間、夜間ともに環境基準を満足している。

表 8.3-7 道路交通騒音調査結果（平成 28 年度）

図 No.	路線名	調査地点	測定 年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
						調査結果		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市幸町 5-83-1	H28. 10	4	C	70	65	70	65
2	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市泉町 786-11	H28. 10	4	A	66	61		
3	都道 16 号〔立川所沢線〕	立川市若葉町 4-11-19	H28. 10	2	B	69	65		
4	都道 7 号〔杉並あきる野線〕	立川市若葉町 3-34-1	H28. 10	2	B	69	68		
5	都道 144 号〔中島十番線〕	小平市中島町 26-9	H28. 10	2	A	69	66		
6	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-870-9	H29. 1	4	B	73	69		
7	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-1101-27	H29. 1	2	B	67	62		
8	都道 43 号〔立川東大和線〕	東大和市立野 4-476-2	H29. 1	2	C	64	60		

注 1) 地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A：専ら住居の用に供される地域とする。

B：主として住居の用に供される地域とする。

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

また、各市における地域の類型は、以下のとおり分類される。

A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2) 昼夜の区分は次のとおり 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

注 3) 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値。

注 4) 網掛け数値は環境基準超過を示す。

出典：「平成 28 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 29 年 3 月 東京都環境局）

b 振動

計画地周辺における道路交通振動の調査結果は表 8.3-8、調査地点は図 8.3-2 に示すとおりである。

計画地周辺の幹線道路における道路交通振動の調査地点は、8 地点である。

いずれの地点においても、道路交通振動の要請限度を満足している。

表 8.3-8 道路交通振動調査結果（平成 28 年度）

図 No.	路線名	調査地点	測定 年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L_{10} (dB)			
						調査結果		要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市幸町 5-83-1	H28.10	4	2	46	44	70	65
2	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市泉町 786-11	H28.10	4	1	44	38	65	60
3	都道 16 号〔立川所沢線〕	立川市若葉町 4-11-19	H28.10	2	1	52	48		
4	都道 7 号〔杉並あきる野線〕	立川市若葉町 3-34-1	H28.10	2	1	59	54		
5	都道 144 号〔中島十番線〕	小平市中島町 26-9	H28.10	2	1	48	43		
6	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-870-9	H29.1	4	1	57	50		
7	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-1101-27	H29.1	2	1	48	42	70	65
8	都道 43 号〔立川東大和線〕	東大和市立野 4-476-2	H29.1	2	2	46	39		

注 1) 区域の区分の1は第一種区域を、2は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下のとおり分類される。

第一種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

また、各市における区域の区分は、以下のとおり分類される。

第一種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域

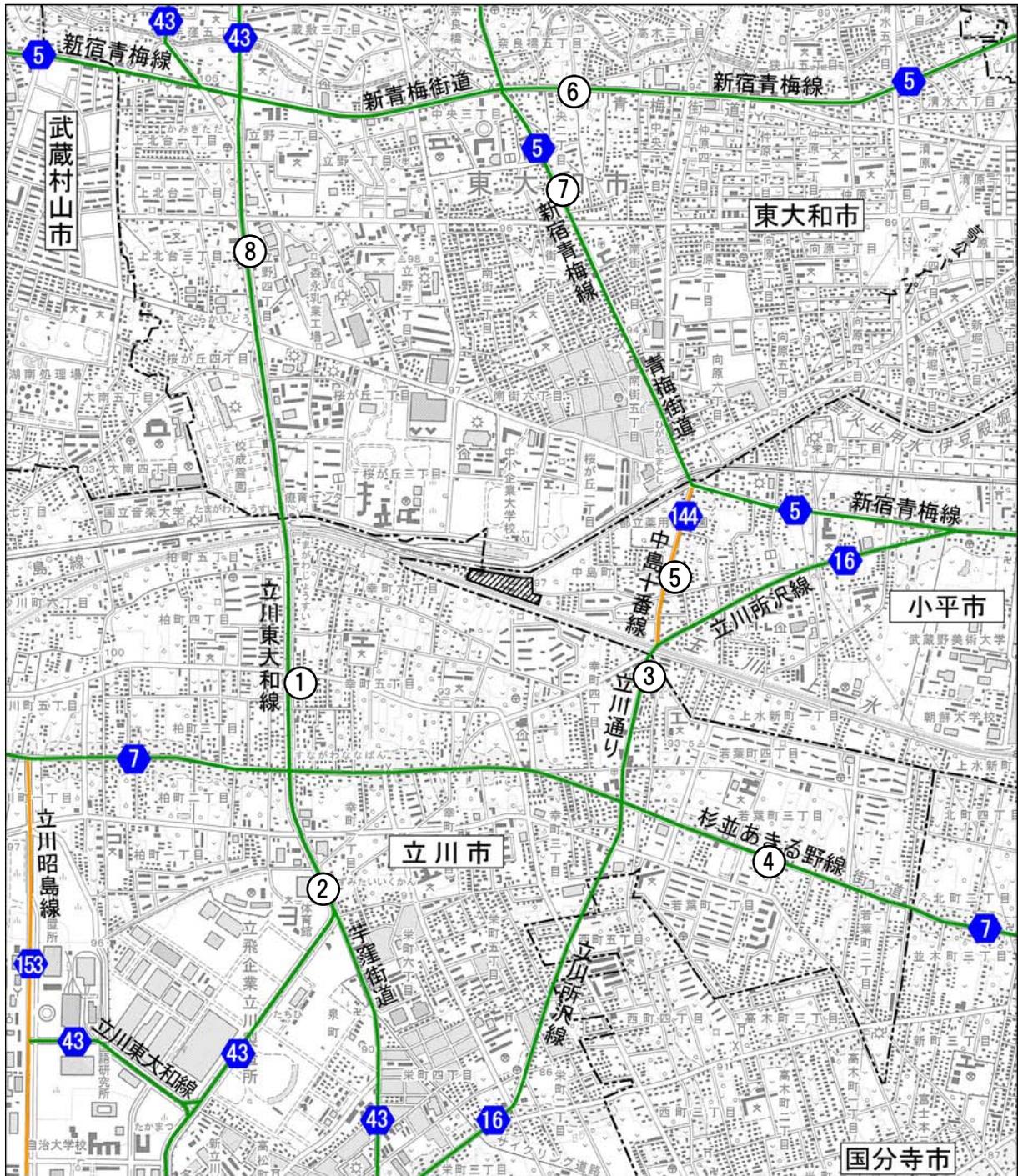
第二種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2) 昼夜の区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間: 8:00~19:00 夜間: 19:00~8:00

第二種区域 昼間: 8:00~20:00 夜間: 20:00~8:00

出典: 「平成 28 年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年3月 東京都環境局)



凡例

-  : 計画地
-  : 主要地方道
-  : 一般都道
-  : 騒音・振動調査地点
-  : 市界



1:25,000



図 8.3-2

騒音・振動調査地点図

出典:「平成 28 年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年3月 東京都環境局)

(イ) 現地調査

a 騒音

(a) 環境騒音

環境騒音の調査結果は、表 8.3-9 に示すとおりである。

既存焼却施設停止時において、全ての地点で環境基準を下回る結果であった。既存焼却施設稼働時において、東側敷地境界の昼間では規制基準と同値であり、その他の地点では、朝、昼間で規制基準を上回る結果であった。なお、粗大ごみ処理施設は、それぞれの調査期間中については停止している。

表 8.3-9(1) 環境騒音の調査結果（既存焼却施設停止時）

調査地点		調査結果				環境基準	
		L _{A5} (dB)		L _{Aeq} (dB)		L _{Aeq} (dB)	
		時間区分		時間区分		時間区分	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	北側敷地境界	46	40	40	41	60	50
②	東側敷地境界	42	30	35	28		
③	南側敷地境界	47	38	40	37		
④	西側敷地境界	47	38	40	37		

注 1) 時間区分：昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時

注 2) 用途地域：準工業地域 環境基準の類型：C 類型

注 3) 時間別調査結果等の詳細は資料編 (p. 149～152 参照) に示すとおりである。

表 8.3-9(2) 環境騒音の調査結果（既存焼却施設稼働時）

調査地点		調査結果				規制基準	
		L _{A5} (dB)		L _{Aeq} (dB)		L _{A5} (dB)	
		時間区分		時間区分		時間区分	
		朝	昼間	朝	昼間	朝	昼間
①	北側敷地境界	52	59	49	56	45	50
②	東側敷地境界	49	50	46	48		
③	南側敷地境界	52	58	48	56		
④	西側敷地境界	55	55	50	50		

注 1) 規制基準：「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準」

注 2) 時間区分：朝 6～8 時、昼間 8～19 時

注 3) 調査時間は 7 時～19 時のため、朝の調査結果は 7 時台の値とする。

注 4) 網掛部は規制基準を上回っていることを示す。

注 5) 用途地域：準工業地域 区域の区分：第二種区域

注 6) 時間別調査結果等の詳細は資料編 (p. 153～154 参照) に示すとおりである。